

(別添)

医政発 0317 第 22 号
平成 23 年 3 月 17 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者の権利利益
の保全等を図るための特別措置について (通知)

「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成 23 年政令第 19 号) が (別添 1) のとおり、平成 23 年 3 月 13 日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。)(別添 2 参照) の規定の一部が、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなりました。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成二十三年八月三十一日とする措置を指定する件」(平成 23 年 3 月 17 日厚生労働省告示第 56 号) が (別添 3) のとおり、平成 23 年 3 月 17 日付けで公布され、同日から施行されました。

これらに伴う厚生労働省医政局所管の法令の適用に係る留意点は下記のとおりですので、御了知の上、適切な対応方御配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長
について

- 1 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 39 号）附則第 3 条第 2 項の規定に基づく衛生検査技師免許の申請の期間の満了日を平成 23 年 8 月 31 日に延長した。
- 2 1 のほか、厚生労働大臣は、その所管する法令上の事務に関し、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者であって、理由を記載した書面によりその特定権利利益（法第 3 条第 1 項参照）に係る満了日の延長の申出を行ったものに対して、平成 23 年 8 月 31 日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

第 2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

- 1 法令に基づき平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 6 月 29 日の間に履行期限が到来する義務が平成 23 年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合において、当該義務が平成 23 年 6 月 30 日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われない。（法第 4 条第 2 項）
- 2 厚生労働省医政局所管の法令に係る義務のうち、法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるものとしては、例えば次のようなものが挙げられる。なお、各々の法令上の義務に係る法第 4 条第 2 項の適用の可否について疑義が生じた場合には、法令に基づく担当窓口へ照会されたい。

（1）医療法（昭和 23 年法律第 205 号）関係

病院等の開設等の届出義務（第 8 条、第 8 条の 2 第 2 項、第 9 条）

医療法人の事業報告書等の届出義務（第 52 条第 1 項）

医療法人の清算人による公告義務（第 56 条の 8 第 1 項）

医療法人合併認可後の財産目録及び貸借対照表作成義務（第 58 条第 1 項）

医療法人合併認可後の公告等の義務（第 59 条第 1 項）

（2）医師法（昭和 23 年法律第 201 号）関係

臨床研修プログラム変更等の届出等の義務（医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年厚生労働省令第 158 号）第 4 条及び第 9 条）

（3）臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）関係

衛生検査所の登録の変更等の届出義務の免責（第 20 条の 4 第 3 項）

(4) 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）関係
歯科技工所の開設の届出義務（第 21 条）

(5) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）関係
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の施術所の開設の届出義務（第 9 条の 2）

(6) 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）関係
柔道整復師の施術所の開設の届出義務（第 19 条）

第 3 医療法人に係る破産手続開始の決定の留保について

- 1 特定非常災害により債務超過となった医療法人に対しては、支払不能等の場合を除き、一定の期間（平成 25 年 3 月 10 日まで）破産手続開始の決定をすることはできない。（法第 5 条）

以上